

# 検討会の設置・今後の進め方について

平成 24 年 2 月

総合政策局安心生活政策課

## (1) 背景

- 平成 18 年 12 月 20 日に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が施行され、昨年 12 月で 5 年が経過。このため、同法附則 7 条に基づき、法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが必要。

【参考】同法附則 7 条（検討）

政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- バリアフリー法の施行状況について検討を行うため、1 月 17 日に高齢者・障害者等団体、学識経験者等からなる「全国バリアフリーネットワーク会議」※を開催し、バリアフリー法による取組み、課題など（別添参照）について報告し、今後、今夏までを目途に関係者の意見等を十分に反映しながら施行状況（課題・対応方針案等）について検討していく旨を説明。

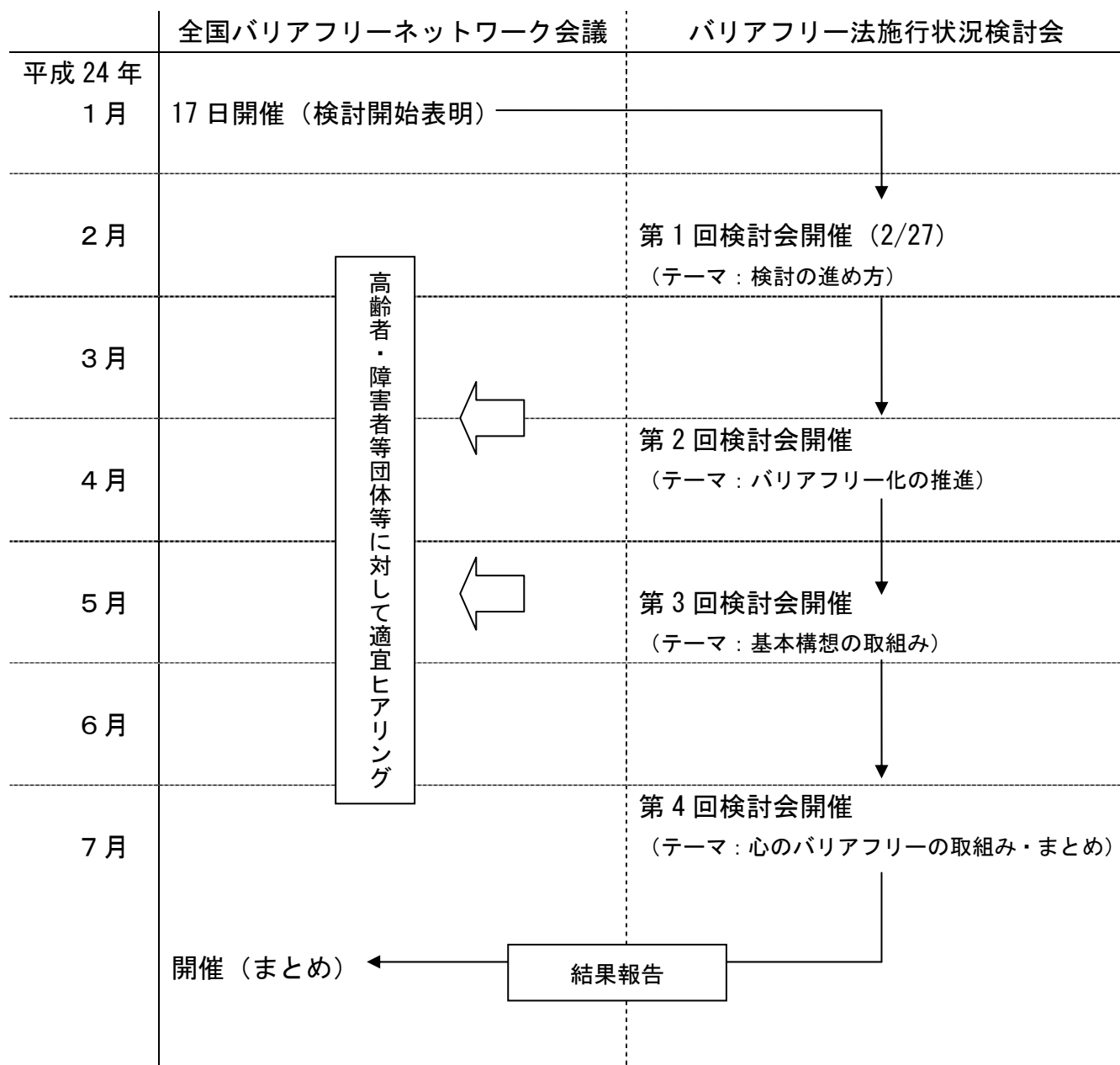
※国土交通省のバリアフリー施策のスパイラル・アップ（継続的改善）を図るため、関係する全国の高齢者・障害者等団体、施設設置管理者、学識経験者、行政機関等が一堂に会し、バリアフリー法に基づく取組みの現状把握、課題の抽出、対応方策の検討や提案等を行うために開催するもの（事務局は安心生活政策課）

## (2) 検討会の設置

- 全国バリアフリーネットワーク会議での検討開始を受け、今夏までを目途に同会議において、施行状況の検討結果（対応策など）を報告・とりまとめることを目標として、「バリアフリー法施行状況検討会」を開催する（計 4 回程度）。事務局は、安心生活政策課が行う。
  - 検討会のメンバーは、全国バリアフリーネットワーク会議の有識者の 3 名に加えて、新たに 3 名を加えた 6 名とする。
    - ※秋山 哲男（北星学園大学客員教授）
    - 北川 博巳（兵庫県立福祉のまちづくり研究所研究第一グループ長）
    - 佐藤 克志（日本女子大学准教授）
    - ※高橋 儀平（東洋大学教授）
    - ※三星 昭宏（近畿大学特任教授）
    - 山田 稔（茨城大学准教授）
- （敬称略・五十音順）
- ※全国バリアフリーネットワーク会議の有識者
- なお、検討会での検討に際しては、同会議メンバーの高齢者・障害者団体等に対して適宜ヒアリングなどを行うとともに、必要に応じて共管省庁（総務省・警察庁）・関係局にも出席・報告を求める。

### (3) 今後の進め方

- バリアフリー法の大きな3つの柱である、バリアフリー化の推進、基本構想の取組み、心のバリアフリーの取組みを中心に、施行状況（課題・対応方針案等）について検討を進めるため、検討会を以下のとおり開催する予定。



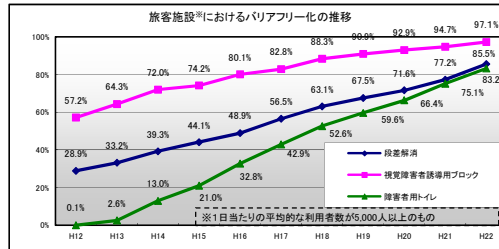
（注）上記の検討テーマ、回数等については、今後の状況に応じて変更があり得る。

## 1. 取組み状況のまとめ

### バリアフリー法に基づく基本方針(告示)に定める各施設等のバリアフリー整備目標の達成状況

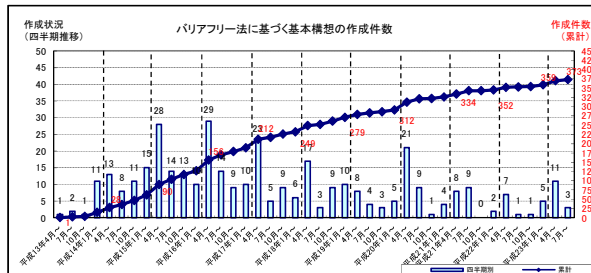
整備目標に照らし、バリアフリー化は着実に進捗してきているところ。

⇒一方で、一部地方部においてバリアフリー化が十分に進捗していないほか、大都市部においては、例えば鉄道について高度なバリアフリー化への対応等が課題として顕在化している。



### 市町村が作成する基本構想の作成状況

基本構想の作成数は順次増加  
⇒ただし、全国の市町村数と比較すると、十分な数の構想が作成されているとは言えない状況。



### 3. 今後の検討の進め方について(案)

#### 背景

- 平成18年12月20日に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が施行され、昨年12月で5年が経過。
- このため、同法附則第7条に基づき、法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが必要。

【参考】同法附則7条(検討)

政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 対応案

- バリアフリー法の柱である、以下の3つのテーマに沿って、今後、今夏までを目途に施行状況(課題・対応方針案等)について、検討を進めていきたい。
  - バリアフリー化の推進
  - 基本構想の取組み
  - 心のバリアフリーの取組み